

特定教育・保育施設等における 集団指導説明会

流山市役所 子ども家庭課 子ども政策室

子ども・子育て支援制度における 指導監査とは

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートしたことに伴い、施設型給付費等の新たな給付制度が創設されました。児童福祉法に基づき、千葉県が実施している認可基準等に基づく指導監査（以下「施設監査」という。）に加え、子ども・子育て支援法に基づき、流山市が特定教育・保育施設等に対し、給付対象施設としての指導監査（以下「確認監査」という。）及び業務管理体制を整備していることを確認するための検査を実施します。

	認可制度に伴う監査	確認制度に伴う監査
根拠法令	児童福祉法	子ども・子育て支援法
各制度の趣旨及び目的	「認可基準」を満たすことで、保育所・小規模保育事業等を開始できる	利用定員を設定し、「確認基準」を満たすことで、公定価格の給付を受けることができる。
基準を定めている条例等	流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
監査	保育所等が認可基準を満たしているかをチェック	特定教育・保育施設等が確認基準を満たしているかをチェック

特定教育・保育施設等 運営基準の概要

主な根拠法令等及び運営基準の区分は以下のとおりです。

【根拠法令等】

- ▶ 「流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」
- ▶ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和4年内閣府告示第967号）

区分	項目
利用定員に関する事項	■ 利用定員の設定 ■ 定員の遵守
利用開始に伴う基準に係る事項	■ 内容・手続の説明及び同意、契約 ■ 私立保育所の提供拒否の禁止 他
教育・保育の提供に関する事項	■ 教育・保育の提供を行う日及び時間 ■ 利用者負担額等の受領 他
施設の管理・運営等に関する事項	■ 施設整備に係る施設型給付費 ■ 施設の総合的な防災対策に係る施設型給付費 他
職員配置に関する事項	■ 勤務体制の確保等 ■ 職員配置に係る施設型給付費 他

確認監査の概要

確認監査とは、子ども・子育て支援法に基づき行われる指導監査です。市が条例で定める運営に係る基準や手続き等について周知徹底するとともに、過誤不正の防止を図るための指導を行います。

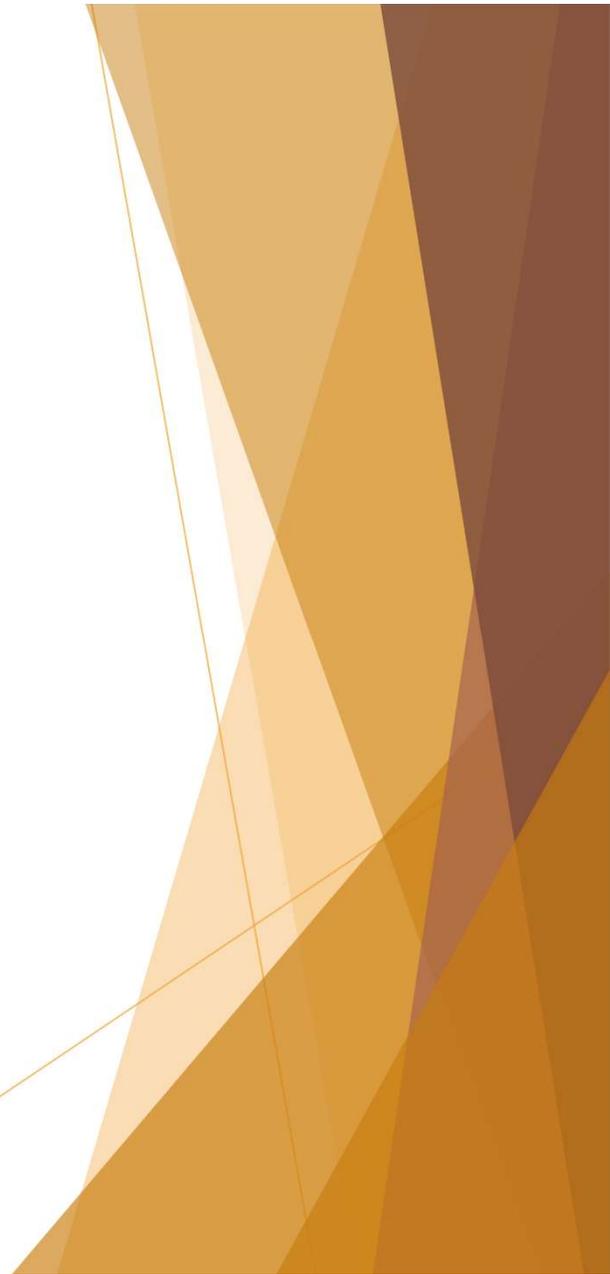
種別	内容	
指導	集団指導	各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により実施。
	実地指導	施設型給付費等の支給対象として市の確認を受けた全ての施設・事業者を対象に、主に運営基準の遵守状況を定期的に確認。
監査	次に該当する場合等、必要に応じ随時実施します。 ①運営基準の著しい違反が確認され、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合 ②給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められた場合	

実地指導の実施方法

項目	主な内容
市から実施通知送付	実地指導日の概ね3週間前までに、施設・事業所に送付します。
監査調書の作成	対象となった特定教育・保育施設等は、 <u>市HPに掲載する監査調書をダウンロードの上必要事項を記入し、市が指定する提出期限（実施日の概ね1週間前）までに市へ提出してください。</u>
実地指導の実施	対象施設において、監査調書及び関係書類等を踏まえ施設長等関係者に聞き取りを行います。
市から結果通知送付	実地指導結果について通知し、文書指摘事項等改善を要する事項があった場合、改善報告の提出を求めます。
改善報告書の提出	改善を要する事項があった場合、文書にて改善がみられるまで報告を求めます。

- ▶ 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）については、原則として千葉県が実施する認可制度に基づく施設監査と合同で実施します。
- ▶ 特定地域型保育事業（小規模保育事業）については、児童福祉法第34条の17に基づく施設監査と一体的に実施します。

主な指摘事項・ 指摘事項となり得る事例



事例①【運営規定の記載が不十分】

(例)

- ▶ 保護者から受領する実費に係る費用及び理由が記載されていない
- ▶ 災害時や緊急時の対応に関する規定が更新されていない

運営規定に記載が必要な事項（条例第20条関連）

1	施設の目的及び運営の方針
2	提供する特定教育・保育の内容
3	職員の職種、員数及び職務の内容
4	特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びにその提供を行わない日
5	教育・保育給付認定保護者から支払を受ける利用者負担額等の種類、支払を求める理由及びその額
6	特定教育・保育施設の種別に応じた小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
7	特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項
8	緊急時等における対応方法
9	非常災害対策
10	虐待の防止のための措置に関する事項
11	前各号に定めるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

事例①【運営規定の記載が不十分】 (補足)

【保護者から受領する実費に係る費用の記載例】

徴収する品目・理由・金額を具体的に記載してください。なお、金額が一定でなく記載が困難な場合は、下記例のとおり“実費”と記載することも可能です。

例)	品目	内容・理由	金額
	行事費	遠足等に係る交通費や施設利用料として	随時実費徴収

【運営規定等内容変更に関する問い合わせ先】

記載内容の変更を予定している場合は、事前に下記相談窓口にお問い合わせください。

※運営規定を変更する場合は、必ず市に届け出る必要があります。

種別	問い合わせ先
施設整備に関する変更	子ども家庭課 04-7150-6082
運営に関する変更	保育課 04-7150-6124

事例②【重要事項の内容・掲示が不十分】

(例)

- ▶ 重要事項の掲示を行っていない
- ▶ 利用者負担額の費用及び理由が記載されていない

⇒保育施設の入り口や受付、掲示スペース等見やすい場所に掲示または配架してください。

⇒記載する内容については、下記のとおりです。

重要事項として記載・掲示が必要な事項（条例第23・38・46条関連）

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 運営規程の概要 |
| 2 | 連携施設の種類及び名称 |
| 3 | 当該連携施設が行う連携協力の概要 |
| 4 | 職員の勤務体制 |
| 5 | 利用者負担額等支払を受ける費用に関する事項 |
| 6 | その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項 |

事例③【事故発生の防止・対応】

(例)

- ▶ 事故発生時の対応や報告の方法等に関する指針が整備されていない
- ▶ 事故等が発生した際の報告体制や改善策の周知体制が整備されていない

【条例第32条関連】

⇒指針は、保育施設における事故の発生又はその再発を防止するための基本的な考え方を整備するために必要です。

主に「事故発生時の対応方法」、「事故発生時の報告方法」、「改善策を職員に周知する体制」等を記載し、職員等への定期的な研修を実施してください。

なお、施設等で整備している事故防止のマニュアル等に必要な事項が記載されている資料等を指針として位置付けることも可能です。

事例③【事故発生の防止・対応】 2

(例)

- ▶ 事故発生防止の為に委員会を整備していない・研修を行っていない
- ▶ 委員会の議事録等の記録が確認できない

【条例第32条関連】

⇒施設・事業所における事故予防のための意思決定機関として、事故発生防止のための委員会を設置し、下記区分を踏まえ定期開催ができる体制を整えてください。

※法人内の複数施設が合同で委員会を構成・実施している場合であっても、自園の全職員に周知してください。

区分	開催内容
重大事故が発生した場合	事故発生後速やかに開催し、原因の分析や再発防止策の検討・決定を行い、再発防止策を策定。必要に応じ指針等の見直しを行う。
その他	ヒヤリハット等を踏まえ、事故防止の取組みを検討する場として定期的を開催する。

事例③【事故発生の防止・対応】 3

(例)

- ▶ 重大事故が発生した際に、速やかに市へ報告していなかった
- ▶ 事故に関する記録の保存が5年未満であった

⇒重大事故が発生した場合は、原則として事故発生の当日中に市保育課入所係へ第一報を所定の事故報告書（第一報）を提出する必要があります。

報告が必要な重大事故は次のとおりです。

報告が必要な重大事故の例

死亡事故

医師が全治30日以上と判断した負傷や疾病を伴う事故

⇒事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は5年以上保存しなければなりません。（条例34条関連）

事例④【自己評価・外部（第三者）評価】

（例）

- ▶ 保育士等の職員個人の自己評価や、保育所が組織として実施する自己評価を行っていない。
- ▶ 自己評価は実施しているが、公表をしていない。

【条例第16条関連】

⇒保育内容等の評価は、「保育士等の職員個人による自己評価」と、それを踏まえて「保育所が組織として実施する自己評価」が基本とし、常に改善を図る体制が必須です。

また、外部からの様々な意見を改善に反映させるためにも、評価結果は公表するよう努めてください。

なお、第三者評価の実施を予定・検討されている場合は、公定価格の加算の他に市保育課から上限30万円まで補助を実施しています。詳細はお問い合わせください。

事例④【記録の保存】

(例)

- ▶ 教育・保育等の提供に関する記録を適切に保存していなかった。

⇒特定教育・保育等の提供に関する次の記録は、**完結の日から5年間以上保存**する必要があります。

整備・保存が必要な記録（条例34条関連）	主な内容
教育・保育の提供に当たっての計画	指導計画 等
教育・保育の提供の記録	保育日誌 等
市への通知に係る記録	給付費や教育・保育を不正な行為によって受けようとした場合等、遅滞なく市に通知した内容と経過の記録
苦情の内容等の記録	苦情受付簿 等
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	事故報告書 等

事例④【勤務体制の確保】

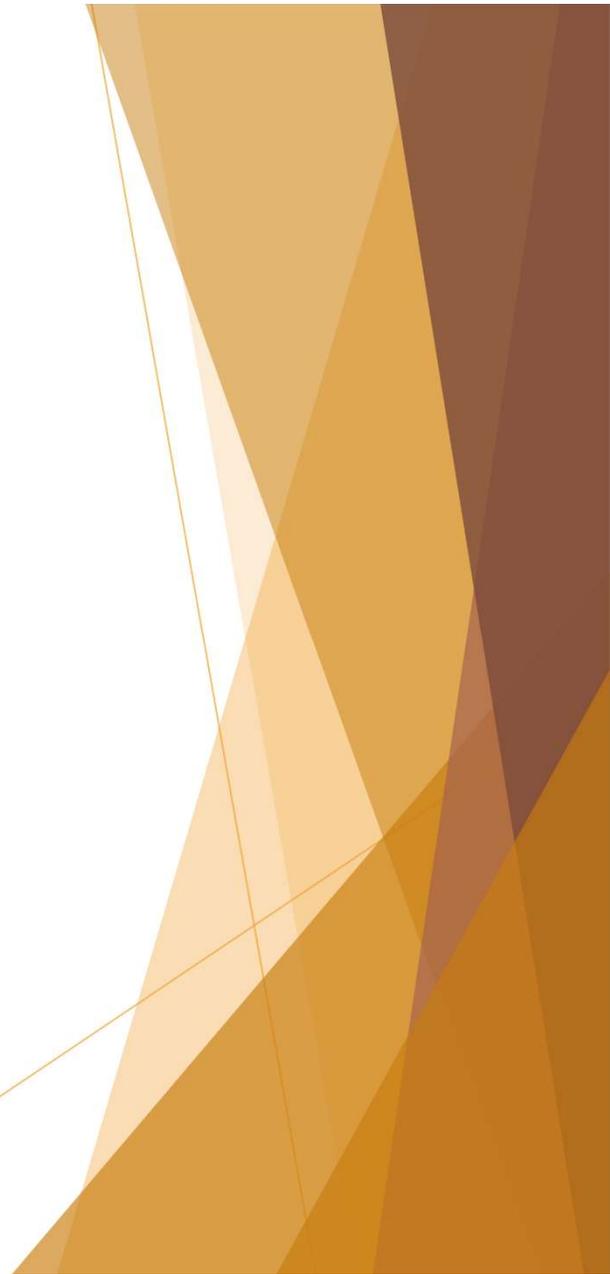
(例)

- ▶ 各職員の配置数が、公定価格上の配置基準を下回っていた
- ▶ 施設長が常時施設の業務に専従出来ていない時期があった

⇒内閣府通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和4年11月7日改正）より次のとおりとされています。

職種	人数・主な要件
施設長	1人 施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、 <u>常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者</u> とする
保育士	<ul style="list-style-type: none">・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人※年度の初日の前日における満年齢・ 利用定員が90人以下の施設については1人・ 保育標準時間認定子どもが利用する施設については1人
調理員	利用定員が40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人 うち1人は非常勤
その他	嘱託医・嘱託歯科医、事務職員（職員が兼務する場合は配置不要）

各担当からの事務連絡



事務連絡①

【保育所等における虐待等に関する対応】

各施設・事業所の設備運営基準等において、職員は、入所中の児童の心身に有害な影響を与える不適切な保育や虐待をしてはならない旨規定されています。また、内閣府通知「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和4年12月7日）により、保育所等における虐待の防止及び虐待が疑われる事案が発生した場合の対応、不適切な保育への対応の実態の把握に関する周知がなされたところです。

各施設・事業所においては、職員間で内容を共有いただき、不適切な保育の未然防止に向けた取り組みをお願いします。

<上記に関する参考資料>

厚生労働省 HP 「不適切保育に関する対応についての調査研究」について

事務連絡②

【各担当からの事務連絡】

内容変更等に関する事前相談にご協力を

施設長の変更・利用定員の変更・建物構造概要等の変更など、施設の内容変更を行う場合は、必ず変更前の提出期限までに関係書類を整備し提出してください。

入園申し込みの応諾義務

保護者からの利用申し込みを受けた場合は、予め選考方法を明示したうえで正当な理由※がない限り拒んではならないと規定されています。

※正当な理由：定員に空きがない、定員を上回る利用申し込みがある場合
その他、特別な事情がある場合。（条例6条関連）

本日の資料は流山市HPにも掲載予定

【URL】

▶ <https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1001107/1001162/1040254.html>

※市HPのトップページからID検索「1040254」でもアクセス可

令和5年3月3日以降に掲載する予定です。



集団指導に関するアンケートにご協力を

本資料や説明内容等について、皆様のご意見をお聞かせください。

【URL】（千葉県電子申請システム）

▶ https://s-kantan.jp/city-nagareyama-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=17553



19